

改 正 案	現 行
埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
第一条 (略)	第一条 (略)
(特別特定建築物に追加する特定建築物)	(特別特定建築物に追加する特定建築物)
第二条 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。	第二条 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。
一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。第五号、第四条第二項、第六条第一項、第八条第二号、第四号及び第六号並びに第九条において「政令」という。）第五条第一号に該当するものを除く。）	一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。第五号、第四条第二項及び第九条において「政令」という。）第五条第一号に該当するものを除く。）
二～六 (略)	二～六 (略)
第三条 (略)	第三条 (略)
(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)	(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)
第四条 (略)	第四条 (略)
2 政令第十条第二項に規定する条例対象小規模特別特定建築物についての法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、前項の規定にかかわらず、政令第十一条から <u>第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十五条まで並びに次条、第六条第一項、第八条及び第九条に定めるものとする。</u>	2 政令第十条第二項に規定する条例対象小規模特別特定建築物についての法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、前項の規定にかかわらず、政令第十一条から <u>第十八条まで及び第二十条から第二十四条まで並びに次条、第八条及び第九条に定めるものとする。</u>
第五条 (略)	第五条 (略)
(便所)	(便所)

改正案	現行
<p>第六条 別表第一の特別特定建築物の欄に掲げる特別特定建築物（同表の規模の欄に掲げる規模に該当する特別特定建築物のうち、床面積の合計が千平方メートル未満のものに限る。）であって、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階を有するものにおいては、政令第十四条第二項の規定にかかわらず、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。</p>	<p>第六条 <u>(新設)</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第七条 (略)</p>	<p>第七条 (略)</p>
<p>(増築等に関する適用範囲)</p>	<p>(増築等に関する適用範囲)</p>
<p>第八条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。)をする場合には、前三条の規定は、次に掲げる建築物の部分 <u>(第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分)</u> に限り、適用する。</p>	<p>第八条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。)をする場合には、前三条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。</p>
<p>一 (略)</p>	<p>一 (略)</p>
<p>二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの<u>経路(当該利用居室が政令第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p>	<p>二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの<u>一以上の経路</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p>
<p>三 (略)</p>	<p>三 (略)</p>
<p>四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの<u>経路(当該利用居室が政令第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機</p>	<p>四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの<u>一以上の経路</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p>

改正案	現行
及び敷地内の通路	
五 (略)	
六 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの <u>経路(当該利用居室が政令第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)</u> を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路	五 (略) 六 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの <u>一以上の経路</u> を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
第九条 (略)	
(制限の緩和)	
第十条 第二条から前条まで(<u>第六条第一項ただし書及び第二項第一号ただし書並びに第七条第二項を除く。</u>)の規定については、知事は、これらの規定の全部若しくは一部を適用しない場合においても高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できると認めるとき、又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、これらの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができます。	第十条 第二条から前条まで(<u>第六条第一号ただし書及び</u> 第七条第二項を除く。)の規定については、知事は、これらの規定の全部若しくは一部を適用しない場合においても高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できると認めるとき、又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、これらの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができます。
別表第一 (<u>第三条、第六条</u> 関係) (略)	別表第一 (<u>第三条</u> 関係) (略)
別表第二 (第六条、第七条関係) (略)	別表第二 (第六条、第七条関係) (略)